

# 県から村に新たな事務が移譲されます

## 《権限移譲の経緯》

住民に身近な行政事務は、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が行うという地方分権の理念の下、平成17年4月から県が行っている事務の一部を市町村に移譲し、一層の住民サービスの向上を図るための協議が行われています。

平成19年度の協議の結果、平成20年度から下表の事務を村役場が担当することになりました。今後もし引き続き、村民サービスの向上のため、県と協議を続けていきますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

## 《福祉事務所の設置》

平成20年度に設置される福祉事務所について説明します。福祉事務所とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第3項に規定された福祉に関する事務所のことです。主に次の業務を担当します。

(1) 生活保護に関すること。

(2) 児童福祉に関すること。

(3) 老人福祉に関すること。

(4) 障害者福祉に関すること。

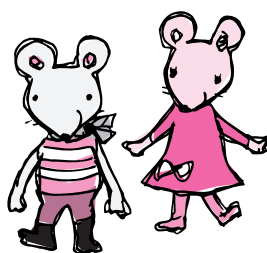
(5) 民生委員及び児童委員に関すること。

(6) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。

これらの業務は、その地域に住んでいる方に特に身近なものであり、地方分権の考え方に沿った事務移譲です。

《お問い合わせ》  
西粟倉村役場総務企画課までお願いします。

引き続き、村民サービスの向上のため、県とも協議を続けていきますので、よろしく願います。



## 平成20年度に新たに移譲される事務の一覧

村に移譲された事務	事務の担当窓口 平成20年4月1日から 西粟倉村
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する事務	総務企画課 TEL:79-2111
高圧ガス保安法に関する事務	
農地転用（4ha以下）の許可	産業建設課 TEL:79-2111
農用地区域内における開発行為の許可	
地域密着型サービスとなる有料老人ホーム等の設置届出等	保健福祉課 (いきいきふれあいセンター) TEL:79-7100
地域密着型サービスとなる特別養護老人ホームの設置認可等	
地域密着型サービスとなる特別養護老人ホーム等の検査等	
地域密着型サービスとなる軽費老人ホームの設置届出等	
福祉事務所パッケージ	

# いなか暮らしをしながら、働いてみませんか。

## ～西粟倉村雇用対策協議会の取り組み～

本村では平成16年から3年間、地域再生マネージャー事業（総務省補助事業）に取り組み、地域経済の活性化を目指してきましたが、依然として様々な課題を残しています。その中のひとつが「過疎」であり、特に若者の村離れが非常に深刻な問題としてあげられています。

この要因となっているのが事業所の減少。「帰っても働く場所が無い」「仕事の内容に魅力を感じない」などの理由によるものです。この度、地場産業である林業・農業・観光の改善と必要とされる人材確保を図るため、地域提案型雇用創造推進事業（厚生労働省委託事業：新パッケージ事業）を受託し、平成19年9月から村内各分野の代表者を中心に「西粟倉村雇用対策協議会」を発会し、様々な取り組みを行っております。



関西での説明会の様子

今年度の受入事業所は森の村振興公社、森林組合、木の里工房 木薫の3社。

取組みの内容は、事業所が希望する人材を取りまとめ、各方面へ情報発信→電話等で受付→都市部で就職説明会の開催→事業所で面接及び村内案内→長期実践型職場研修の実施→正式採用の流れとなっています。

この度の募集に関しては、説明会、電話等の受付で約70名の方が西粟倉村及び事業所に関心を示しており、面接を行った中から森の村振興公社2名、木の里工房 木薫2名の計4名の方が1月12日より、事業所で就業しながら研修を行っております。研修期間中ですので仕事の事は勿論ですが、地域の方と交流も重要としており、今までに各分野の代表者、商工会青年部、他関係者の方と交流会を行っております。4月からは正社員として、勿論、村民として生活を始めますので決定次第、広報でご紹介したいと考えております。

また、次年度の受入事業所も募集しております。申請の関係上、林業・観光のみとなっておりますが、事業主の皆様の中で可能であれば、詳しく説明いたしますので、ご一報いただきますようお願い申し上げます。



木薫での研修の様子

連絡先：西粟倉村雇用対策協議会事務所

(TEL 086-79-2118)

eメール：nishikoyou1@vill.nishiawakura.lg.jp

ホームページ：http://www.nishi-koyou.jp/